

宮崎県学校生活協同組合 組合員証 利用規約

第1条 (目的)

この規約は、宮崎県学校生活協同組合(以下「当組合」という)と株式会社宮崎信販(以下「宮崎信販」という)との業務提携により当組合が発行する組合員証(MC・JCB提携カード)の取扱いについて定めます。

第2条 (組合員証の発行)

1. 組合員には当組合が発行する組合員証(MC・JCB提携カード)(以下「カード」と称する)を貸与します。
2. 組合員は本規約及び宮崎信販の会員規約(以下「MC・JCBカード会員規約」という)を承認の上、当組合及び宮崎信販に入会を申し込み、両者が認めた組合員にカードを発行します。

第3条 (組合員証の所有権と占有移転の禁止)

1. 組合員は当組合より組合員証を貸与された時は、ただちにその署名欄に組合員自身の署名をしなければなりません。
2. 組合員証の利用は、組合員証に氏名が印字された組合員に限り利用でき、他の者に利用させることはできません。
3. 組合員証の所有権は当組合及び宮崎信販にあり、組合員証を他人に譲渡・貸与または質入れ、その他担保に提供するなど組合員証の占有を第三者に移転することは、一切できません。
4. 全各項のいずれかに違反して組合員証が利用された場合、その組合員証の利用代金については全て組合員がその支払いの責を負うものとします。

第4条 (年会費の免除)

組合員はMC・JCBカード会員規約第4条に定める年会費の支払いを免除されます。

第5条 (組合員証の利用方法)

1. 組合員は当組合の指定店と宮崎信販の加盟店及び宮崎信販の提携する株式会社ジェーシービーの加盟店(以下「MC・JCB加盟店」という)に組合員証を呈示し所定の供給伝票・売上票などに本人の署名を行うことによって物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。また、宮崎信販所定の方法により金銭の借入れ(以下「キャッシングサービス」)を受けることができます。
2. MC・JCB加盟店における物品の購入ならびに受けたサービスに関する紛議は、組合員と加盟店とにおいて解決するものとし、当組合及び宮崎信販は一切その責任を負いません。
3. MC・JCB加盟店での組合員証利用については、MC・JCBカード会員規約によるものとします。
4. キャッシングサービスの利用については、MC・JCBカード会員規約第7条、第45条に定めるものとします。

第6条 (組合員証の利用可能額)

組合員証を指定店で利用する場合の利用可能額は、当組合が定めた金額とします。また、組合員証をMC・JCB加盟店で利用する場合の利用可能額及びキャッシングサービスの利用可能額は、本人、家族(配偶者)の利用額を合算して宮崎信販が定めた金額とします。但し、宮崎信販の承認を得た場合はこの可能額を超えて利用することができます。

第7条 (代金決済の方法)

1. 組合員が当組合に支払うべき債務は、当組合の定める支払い方法によりお支払い頂きます。
2. 組合員が宮崎信販に支払うべき債務は、MC・JCBカード会員規約第11条に定めた支払い方法によりお支払い頂きます。
3. 代金の支払日に万が一お支払いできない場合は、別途当組合及び宮崎信販の定める方法によりお支払い頂きます。組合員が宮崎信販に支払うべき債務は、MC・JCBカード規約第11条に定めた支払い方法によりお支払い頂きます。

第8条 (個人情報の提供及び利用に関する同意)

組合員証を貸与された組合員及び組合員証の発行を申し込みした組合員は、当組合及び宮崎信販が、以下の個人情報を以下の目的で相互に提供し利用することを承認します。なお、両者は個人情報の提供、利用にあたっては、個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

1. 宮崎信販が当組合に提供する個人情報と当組合における利用目的
(1) 提供する情報
イ. 入会申込書及び入会後の届出書等に記載された事項
ロ. 入会審査の結果及び宮崎信販会員資格喪失の事実(理由を除く)
ハ. 本カード会員番号と有効期限
ニ. 本カードの利用情報(信用情報除く)

(2) 利用目的

- イ. 当組合所定の本カードに付帯する会員向けサービスの提供
ロ. 当組合所定の本カードに付帯する会員向けサービスの案内
ハ. 会員管理

2. 当組合が宮崎信販に提供する個人情報と宮崎信販における利用目的

(1) 提供する情報

- イ. 入会申込書及び入会後の届出書等に記載された事項
ロ. 当組合の会員資格喪失の事実(理由を除く)
ハ. 組合員番号

(2) 利用目的

- イ. 会員管理

第9条 (組合員証の利用、貸与の禁止、法的措置など)

1. 組合員が支払いを怠るなど本規約に違反した場合、当組合は次の措置を取ることができます。また、宮崎信販はMC・JCBカード会員規約に定められた措置を取ることができます。

(1) 組合員証の利用停止。

(2) 組合員証の返却。

- (3) 当組合指定店及びMC・JCB加盟店などに対する当該組合員証の無効通知。

(4) 当組合が必要と認めた法的措置。

2. 前項各号の措置は、当組合指定店等を通じて行われる他、当組合の方法によって行われます。

3. 当組合が取り立てに要した費用ならびに、法的措置に要した費用は、脱会後といえども全て組合員の負担とします。

第10条 (組合員証の紛失、盗難事故の責任と免責)

1. 組合員は、組合員証を紛失し、または盗難にあった場合、速やかに次の手続きを取って頂きます。なお、当組合又は宮崎信販への連絡、諸手続きを放置し、他人の不正使用が発生した場合、または、その代金などのお支払いは組合員の責任となります。

(1) 当組合又は宮崎信販への届出。

(2) 最寄りの警察署への届出。

2. 第1項の諸手続きを取った組合員が被る被害は、次に掲げる場合を除き当組合又は宮崎信販が全額保証します。

- (1) 組合員、組合員の家族、同居人の故意又は重大な過失に起因する場合。

- (2) 当組合又は宮崎信販が紛失、盗難の通知を受理した日からさかのぼって61日以前に生じた不正使用の場合。

- (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合。

- (4) MC・JCBカード会員規約第16条第3項に該当する場合。

3. 組合員証は、当組合及び宮崎信販が認める場合に限り再発行いたします。

第11条 (組合員証の有効期限)

1. 組合員証の有効期限は当組合及び宮崎信販が指定するものとし、組合員証の表面に西暦で月、年の順に記載し、その月の末日までとします。

2. 組合員証の有効期限が到来する場合は、当組合及び宮崎信販が不適当と判断する場合を除き、引き続き新しい組合員証を送付します。

第12条 (変更事項の届出)

組合員は、氏名、住所、電話番号等組合への届出事項に変更があった場合は、直ちに当組合又は宮崎信販へ連絡して頂きます。

第13条 (学校生協からの脱退)

組合員は当組合から脱退する時は、所定の届出書に組合員証を添付して当組合宛に提出するものとする。

第14条 (規約の変更告知)

本規約の挿入、変更が生じた場合、当組合のホームページ等で告知します。告知後に組合員証を利用された場合は、変更事項又は新利用規約を承認したものとみなします。

附則

この規約は、2010年11月1日から施行します。

宮崎県学校生活協同組合

〒880-0903 宮崎市大田1丁目25番地 TEL 0985-53-6011

ホームページアドレス <http://www.scoop.or.jp/>